

## 大学院部会の会議の運営について

〔 令和 2 年 4 月 22 日  
中央教育審議会大学分科会  
大学院部会 申し合わせ 〕

中央教育審議会運営規則（平成 31 年 2 月 20 日中央教育審議会決定）第 4 条第 5 項の規定に基づき、大学院部会（以下「部会」という。）の会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

- 1 部会長は、やむを得ない理由により会議を開くことが適当でない場合においては、必要な資料及び事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。
- 2 前条の規定により議決を行った場合、部会長は次の会議において報告しなければならない。

### 附 則

この申し合わせは、部会の決定の日（令和 2 年 4 月 22 日）から適用する。